

業 務 委 託 仕 様 書			
委 託 名	令和8年度自動車騒音・道路交通振動常時監視業務委託	事 業 年 度	令和 8 年度
委 託 場 所	春日部市内（4区間）	期 間	契約確定日から 令和9年1月29日
業 務 委 託 料 円也 業 務 価 格 円 消費税及び地方消費税の額 円			
委 託 の 大 要	1. 自動車騒音・道路交通振動常時監視調査・面的評価 2. 報告書の作成		

1. 本委託内訳表

費 目	工 種	種 別	細 別	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
本委託費								
			直接人件費	式	1			第 1 号内訳明細書
			直接経費	式	1			第 2 号内訳明細書
		直接原価						
			その他原価	式	1			
		委託原価						
			一般管理費等					
		委託価格						
			消費税及び					
			地方消費税の額	%	10			
		委託料						

内 訳 明 細 書							第 1 号
直接人件費							
作業内容	技師 (A)	技師 (B)	技師 (C)	技術員	金 額	摘 要	
事前協議							
騒音・振動・交通量調査							
準備							
機器設置							
点検・巡回・交通量現地調査							
現地調査データ整理							
騒音・振動データ整理							
交通量・速度データ整理							
沿道条件調査							
沿道条件入力							
道路横断面図作成							
面の評価							
面の評価作業							
報告書作成							
人工計							
金額計							

内 訳 明 細 書							第 2 号
直接経費	工種・種別	細別・規格	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要
機器損料		騒音計	台日				
		振動計	台日				
		カウンター	台日				
車両費			台日				燃料代込み
道路使用許可申請費			式				
雑材料費			式				
報告書作成費			式				
打合せ交通費			式				
評価用パソコン購入費			台				Microsoft Office込み
ゼンリンz-mapTOWN2			台				
合計						0	

令和8年度自動車騒音・道路交通振動常時監視業務委託特記仕様書

1. 委託概要

市内の2車線以上を有する道路の主要な道路16路線について、5年以内の間隔で自動車の運行に伴って発生する騒音・振動の調査を実施する。当年度においては5路線の評価区間を代表する4地点で測定を行う。

騒音については、環境基準及び要請限度の達成状況を把握するとともに、環境省が配布する面的評価支援システムを使用して常時監視を実施する。振動については、要請限度の達成状況を把握する。

2. 委託期間

自 契約確定日

至 令和9年1月29日

3. 準拠する法令等

本業務は、本仕様書によるほか、下記の関係法令等に基づいて行うものとする。

- (1) 環境基本法(平成5年11月19日法律第91号)
- (2) 騒音規制法(昭和43年6月10日法律第98号)
- (3) 振動規制法(昭和51年6月10日法律第64号)
- (4) 騒音に係る環境基準(平成10年9月30日環境庁告示第64号)
- (5) 「騒音規制法第18条の規定に基づく自動車騒音の状況の常時監視に係る事務の処理基準について」(平成23年9月14日付け環水大自発第110914001号環境省水・大気環境局長通知)
- (6) 自動車騒音常時監視マニュアル(平成27年10月30日 環水大自発1510303号環境省水・大気環境局自動車環境対策課長)(以下「常監マニュアル」という。)
- (7) 令和2年度自動車騒音常時監視結果報告要領(以下「報告要領」という。)
- (8) 面的評価支援システム操作マニュアル(以下「操作マニュアル」という。)
- (9) 道路交通振動測定マニュアル(2022年6月環境省)
- (10) その他関係法令等

4. 調査内容

(1) 測定地点

測定地点は、表1-1に示す路線の4区間で実施するものとする。

表1-1 調査区間一覧

	路線名	調査区間	調査延長	R3交通 センサス番号
1	一般国道16号	さいたま市境～小湊交差点	約5.5km	11110-1 11130-1
2	さいたま春日部線	さいたま市境～南中曽根交差点	約2.1km	40020-1
3	さいたま春日部線 春日部停車場線	春日部駅東口～春日部市場前	約1.5km	40030-2 64160-1
4	西宝珠花春日部線	八丁目交差点～県道次木 杉戸線交差点、西宝珠花 交差点～杉戸町境	約8.5km	63150-1 63970-1

(2) 調査項目

自動車騒音、背後地騒音、道路交通振動、交通条件及び沿道条件並びに調査結果に基づく騒音面的評価とする。各項目の詳細は表 1-2 に示すとおりとする。

表 1-2 調査項目

調査項目		詳 細
自動車騒音 背後地騒音		等価騒音レベル (L_{Aeq})、騒音レベル最大値 (L_{Amax})、 時間率騒音レベル (L_{A5} 、 L_{A10} 、 L_{A50} 、 L_{A90} 、 L_{A95})
道路交通振動		振動レベル最大値 (L_{max}) 時間率振動レベル (L_{10})
交通条件	交通量	上下 2 方向×4 車種(大型Ⅰ、大型Ⅱ、小型、二輪)分類
	走行速度	上下 2 方向×2 車種(大型、小型) (方向別にそれぞれ10台)
沿道条件	道路構造等	車線数、車道幅員、道路幅員、構造、遮音壁有無、舗装種別
	住居戸数等	道路端から 50 m ごとの住居数、集合住宅の各階の住居数、 建物地上階数、調査街区内の建物面積割合、用途地域
騒音面的評価		常監マニュアルに準拠

5. 調査方法

(1) 自動車騒音調査（背後地騒音調査）・道路交通振動調査

① 測定時期

常監マニュアルに準拠し市と協議する。

② 基礎調査

監視の対象となる全ての道路に面する地域について、常監マニュアル第 3 章 3. 3 に基づき、文献調査及び現地踏査により、土地利用状況・道路交通情勢・道路の構造等の把握を行う。

③ 測定に伴う場所等

測定場所については、受注者側が 1 つの測定路線（区間）につき、最適と考えられる測定地点を 3 地点提案し、市と協議の上、最終的に 1 地点に定めるものとする。

④ 測定方法

自動車騒音調査については「JIS Z 8731 環境騒音の表示・測定方法」に準拠し、6 時から翌 6 時までの 24 時間測定とし、3 日間行うこととする。

背後地騒音については、道路に直接面しない 2 列目以降の住宅等の位置する場所において、騒音レベル測定期間中の内 1 日間について、昼間及び夜間各 2 回、各 10 分間測定を行うこととする。

道路交通振動については「振動規制法の施行について」（昭和 51 年 12 月 1 日 環大特 154 号）、「JIS Z 8735 振動レベル測定方法」、「道路交通振動測定マニュアル要請限度測定法」に準拠し、8 時から翌 8 時までの 24 時間の測定を行うこととする。

⑤ 使用測定機器

騒音計、振動計については、計量法第 71 条の条件に合格した特定計量器を使用するものとする。

(2) 交通条件調査

① 交通量調査

上下別・車種別交通量を、騒音レベル測定期間中の内、平日の 1 日間について、昼間（6 時から 22 時）及び夜間（22 時から翌 6 時）に 1 時間（10 分間の調査を行い、6 倍する）の調査を各 2 回行うこととする。交通量は、車種別（小型車、大型車Ⅰ・Ⅱ、二輪車）の 4 車種区分を観測すること。

② 走行速度調査

各調査断面の対象道路上下線別・平均走行速度を大型車及び小型車（計10台）が、一定区間（約50～100m）を通過する走行速度を観測すること。また、測定は騒音レベル測定期間中の内の平日1日間について、昼間（6時から22時）及び夜間（22時から翌6時）各2回行うこととする。

(3) 沿道条件調査

常監マニュアルに準拠し、評価区間内の道路構造及び各評価区間の道路端から50mの範囲について、住居等戸数、建物の属性等の自動車騒音の暴露状況を推測するために必要なパラメータを現地調査等により把握すること。

(4) 騒音面的評価

面的評価支援システムを使用するための初期設定を行い、常監マニュアル及び自動車騒音、交通条件、沿道条件等の調査結果を基に操作マニュアルに基づき入力を行い騒音推計をすること。

6. 成果品の提出

(1) 別添成果品一覧に定める方法にて提出すること。

(2) 本業務で得たすべての成果品は、市に帰属するものとし、市の承諾を得ずに許可なく第三者に貸与及び公表しないこと。

7. 貸与する資料

- ・ 住宅地図 Zmap-TownⅡ（株式会社ゼンリン）
- ・ 面的評価支援システム（環境省）
- ・ GISエンジン ActiveMap for.NET（株式会社カーネル）
- ・ 過年度に実施した面的評価の結果
- ・ 上記が導入されたノートパソコン
- ・ CD-R《面的評価支援システム（Ver5.0.0）及びGISエンジン（ActiveMap for.NET ver.2.28（.acddb対応））を含む》
- ・ その他業務に必要と認められる資料

8. その他

- (1) 調査にあたっては、適切な危険防止の措置を講ずるとともに、住民に迷惑とならないように十分配慮すること。
- (2) 本業務の実施に当たって、市が行う関係官庁等への手続に協力するものとし、関係する官公庁との協議を必要とする場合、又は協議を求められた場合は、内容をまとめ、市に届け出ること。
- (3) 国有地、公有地又は私有地に立ち入る場合、又は、測定用の機器を設置する場合等は、所有者・管理者等と十分な協議を行い許可を得てから行うこと。
- (4) 測定地点付近の道路工事などの予定等の確認を行い、業務が円滑に進むように努めること。
- (6) 次のものについては受託者が用意し、業務終了後に市に納品するものとする。

① ノートパソコン※¹

② 住宅地図 Zmap-TOWNⅡ（株式会社ゼンリン）※²

※¹ ①については、「面的評価支援システム 操作マニュアル（本編）ver5.3.0」（令和7年7月）のⅠ-2ページの表2-1に示されているパソコン環境と同等以上のものとし、OSはWindows 11とする。また、Microsoft Office（Excel等）をインストールし、使用可能な状態にすること。

※² ②については、最新のものとする。なお、その所有権は市に帰属するものとする。

成 果 品 一 覧

名 称 及 び 内 容	部 数	提 出 方 法
I. 報告書	1 部	紙の様式は全てA4サイズとする 古紙の配合率が70%以上の再生紙を使用し、可能な限り両面印刷を用いた簡易製本により作成する 写真資料集についてはカラーで提出すること Word、ExcelもしくはPDF、jpgの保存形式を用いてノートパソコンに電子データを保存すること
(1) 本 編		
①業務報告書（面的評価結果）		
②業務報告書（現地調査結果）		
(2) 資料編		
①令和8年度自動車騒音常時監視結果報告		
・ 令和8年度自動車騒音常時監視結果報告要領（環境省）の様式		
・ 位置図（騒音測定地点・評価区間）		
・ 詳細図（騒音測定地点の平面図・横断図）		
②環境基準達成状況の評価区間別の一括評価		
③騒音暴露状況の住居等別の一括表示（春日部市現況図に調査街区図を記したもの）		
④写真資料集（現況及び調査状況）		
II. 環境省報告書	1 部	ノートパソコンに保存すること 令和8年度自動車騒音常時監視結果報告要領（環境省）の様式とする
(1) 令和8年度自動車騒音常時監視結果報告		
①令和8年度自動車騒音常時監視結果報告要領（環境省）の様式		
②GISデータファイル		
③位置図（騒音測定地点・評価区間）		
④詳細図（騒音測定地点の平面図・横断図）		
III. データベース	1 式	I 及び II の電子データ、面的評価支援システムに登録したオブジェクト・データをDVD-ROM又はCD-ROMに保存すること
(1) バックアップ用データベース		
(2) オブジェクトデータベース		
IV. パソコン	2 台	今年度新規購入したパソコンにデータを移行し、上記 I. 報告書、II. 環境省報告書を保存すること
V. 住宅地図 Zmap-TOWN II（株式会社ゼンリン）	1 式	今年度新規購入

令和8年度 評価対象区間表

主要道路										5か年実施計画			測定(準用)等計画				
セ ン サ ス 一 連 番 号	道 路 種 別	路 線 番 号	路 線 名	R3センサス	H27センサス						評価年度	騒音発生強度の把握の方法	騒音3年目2026(R8)	評価区間の始点の住所	評価区間の住所 終点の住所	騒音測定年度	騒音測定地点番号
					評価区間番号	評価区間番号	道路構造	遮音壁等の有無	低騒音舗装の有無	※ 評価区間の延長(km)							
⑥	3	16	一般国道16号	11110-1	11110-1	4	1	0	1	0.2	2026	2	○	春日部市増戸	春日部市増戸	2026	1
⑦	3	16	一般国道16号	11130-1	11110-1	4	1	0	1	5.3	2026	1	▲	春日部市増戸	春日部市小淵	2026	1
⑧	4	2	さいたま春日部線	40020-1	40020-1	2	1	0	0	2.1	2026	1	○	春日部市下蛭田	春日部市新方袋	2026	2
⑨	4	2	さいたま春日部線	40030-2	40030-2	2	1	0	0	1.3	2026	1	○	春日部市粕壁1丁目4	春日部市小淵	2026	3
⑫	4	320	西宝珠花春日部線	63150-1	62950-1	2	1	0	0	7.1	2026	1	○	春日部市西宝珠花	春日部市八丁目	2026	4
⑭	4	375	西宝珠花屏風線	63970-1	63720-1	2	1	0	0	1.4	2026	2	▲	春日部市西宝珠花	春日部市西親野井	2026	4
⑰	4	400	春日部停車場線	64160-1	63900-1	2	1	0	0	0.2	2026	2	▲	春日部市粕壁1丁目7	春日部市粕壁1丁目4	2026	3
測定地点数(○:発生強度1(沿道騒音レベルの実測による方法))													4				
評価区間数(▲:発生強度2(他の評価区間における騒音測定結果を準用する方法))													3				
評価区間数													7				
評価区間延長													17.6				

令和8年度評価対象区間位置図

